

「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」の一部改正（案）

平成 21 年 12 月 11 日
(下線部分変更)

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託財産の評価及び計理等に関する規則</p> <p>第 1 条～第 8 条 (略)</p> <p>(権利落相場等の場合の株式の評価)</p> <p>第 9 条 第 6 条第 1 項の規定は、新株引受権がなくなったときの旧株式及び新株式(以下「新旧株式」という。)の評価、配当請求権がなくなったとき若しくは子会社株式引受権がなくなったときの株式(以下「権利落等株式」という。)の評価、<u>株式の併合後の株券を対象として売買を開始するときの株式(以下「併合後売買開始日の株式」という。)</u>の評価、会社合併の効力が発生したときの合併新株式の評価について準用する。</p> <p>2 計算日において新旧株式、権利落等株式、<u>併合後売買開始日の株式</u>、合併新株式の最終相場がない場合には、取引所における計算日のそれぞれの気配相場で評価するものとする。</p> <p>なお、取引所において当該株式の気配相場がない場合には、当該株式に係る最終相場又は気配相場ができるまでの間、細則に定める計算方法により算出される価額(以下「理論価格」という。)で評価するものとする。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(同一発行会社の旧株式及び新株式がともに権利落相場等となった場合の評価)</p> <p>第 10 条 同一発行会社の旧株式及び新株式がともに権利落相場等(新株引受権がなくなった相場又は配当請求権がなくなった相場をいう。)となった場合の当該旧株式又は新株式の評価は、計算日において旧株式又は新株式のいずれか一方の最終相場及び気配相場がない場合には、他方の株式の最終相場又は気配相場で評価するものとする。</p> <p>(発行日取引を行っている新株式の評価の特例)</p>	<p style="text-align: center;">投資信託財産の評価及び計理等に関する規則</p> <p>第 1 条～第 8 条 (同 左)</p> <p>(権利落相場等の場合の株式の評価)</p> <p>第 9 条 第 6 条第 1 項の規定は、新株引受権がなくなったときの旧株式及び新株式(以下「新旧株式」という。)の評価、配当請求権がなくなったとき若しくは資本の減少の効力が発生したとき若しくは子会社株式引受権がなくなったときの株式(以下「権利落等株式」という。)の評価、会社合併の効力が発生したときの合併新株式の評価、<u>並びに公募増資等により取得した株式の評価</u>について準用する。</p> <p>2 計算日において新旧株式、権利落等株式、合併新株式又は公募増資等により取得した株式の最終相場がない場合には、取引所における計算日のそれぞれの気配相場で評価するものとする。</p> <p>なお、取引所において当該株式の気配相場がない場合には、当該株式に係る最終相場又は気配相場ができるまでの間、細則に定める計算方法により算出される価額(以下「理論価格」という。)で評価するものとする。</p> <p>3～4 (同 左)</p> <p>(同一発行会社の旧株式及び新株式がともに権利落相場等となった場合の評価)</p> <p>第 10 条 同一発行会社の旧株式及び新株式がともに権利落相場等(新株引受権がなくなった相場又は配当請求権がなくなった相場をいう。)となった場合の当該旧株式又は新株式の評価は、計算日において旧株式又は新株式のいずれか一方の最終相場及び気配相場がなく、<u>かつ普通取引におけるその後の権利関係が同一の旧株式及び新株式である</u>場合には、他方の株式の最終相場又は気配相場で評価するものとする。</p> <p>(<u>株式分割による上場新株式について発行日取引を行った場合の当該新株式の評価の特例</u>)</p>

新	旧
<p>第11条 発行日取引を行って<u>いる</u>新株式について、次に掲げる場合には、第9条の規定にかかわらず当該各号に定める価額により評価するものとする。</p> <p>(1) 当該新株式の最終相場及び気配相場がなく、かつ旧株式の最終相場が新株式の直近の評価値（計算日の直近の営業日における当該新株式の評価額をいう。以下この条において同じ。）より1割以上下落している場合 計算日における旧株式の最終相場</p> <p>(2) 当該新株式の最終相場がなく気配相場のみで、かつ旧株式の最終相場が、新株式を第8条各項の規定に基づき評価した価額より1割以上下落している場合 計算日における旧株式の最終相場</p> <p>2 (略)</p> <p>第12条～第15条 (略)</p>	<p>第11条 <u>株式分割で取得した上場新株式</u>の発行日取引を行った場合の当該新株式について、次に掲げる場合には、第9条の規定にかかわらず当該各号に定める価額により評価するものとする。</p> <p>(1) 当該新株式の最終相場及び気配相場がなく、かつ旧株式の最終相場が新株式の直近の評価値（計算日の直近の営業日における当該新株式の評価額をいう。以下この条において同じ。）より1割以上下落している場合 計算日における旧株式の最終相場<u>(旧株式と新株式の権利関係が異なる場合は、旧株式と新株式の配当差額を控除した価額とする。以下この条において同じ。)</u></p> <p>(2) 当該新株式の最終相場がなく気配相場のみで、かつ旧株式の最終相場が、新株式を第8条各項の規定に基づき評価した価額より1割以上下落している場合 計算日における旧株式の最終相場</p> <p>2 (同 左)</p> <p>第12条～第15条 (同 左)</p>
<p>(預託証券又は預託証書の評価)</p> <p>第15条の2 第6条から第15条の規定は、株式の性格を有する預託証券又は預託証書（以下この条において「預託証券等」という。）の評価等について準用する。この場合において、第6条、第8条から第10条及び第15条中「株式」とあるのは「預託証券等」と、第6条、第7条、第9条及び第15条中「当該株式」とあるのは「当該預託証券等」と、第7条中「国内株式」とあるのは「国内預託証券等」と、第7条中「上場株式」とあるのは「上場預託証券等」と、第9条中「新株引受権がなくなったときの旧株式及び新株式（以下「新旧株式」という。）」とあるのは「新株引受権がなくなったときの旧預託証券等及び新預託証券等（以下「新旧預託証券等」という。）」と、「配当請求権がなくなったとき若しくは子会社株式引受権がなくなったときの株式（以下「権利落等株式」という。）」とあるのは「配当請求権がなくなったとき若しくは子会社株式引受権がなくなったときの預託証券等（以下「権利落等預託証券等」という。）」と、「新旧株式」とあるのは「新旧預託証券等」と、「権利落等株式」とあるのは「権利落等預託証券等」と、<u>株式の併合後の株券を対象として売買を開始するときの株式（以下「併合後売買開始日の株式」とあるのは「預託証券等の併合後の預託証券を対象として売買を開始するときの預託証券等（以下「併合後売買開始日の預託証券等）」と</u>、「合併新株式」とあるのは「合併新預託証券等」と、第10条及び第11条中「旧株式」とあるのは「旧預託証券等」と、「新株式」とあるのは「新預託証券等」と、第10条中「当該旧株式」とあるのは「当該旧預託証券等」と、第11条中「上場新</p>	<p>(預託証券又は預託証書の評価)</p> <p>第15条の2 第6条から第15条の規定は、株式の性格を有する預託証券又は預託証書（以下この条において「預託証券等」という。）の評価等について準用する。この場合において、第6条、第8条から第10条及び第15条中「株式」とあるのは「預託証券等」と、第6条、第7条、第9条及び第15条中「当該株式」とあるのは「当該預託証券等」と、第7条中「国内株式」とあるのは「国内預託証券等」と、第7条中「上場株式」とあるのは「上場預託証券等」と、第9条中「新株引受権がなくなったときの旧株式及び新株式（以下「新旧株式」という。）」とあるのは「新株引受権がなくなったときの旧預託証券等及び新預託証券等（以下「新旧預託証券等」という。）」と、「配当請求権がなくなったとき<u>若しくは資本の減少の効力が発生したとき</u>若しくは子会社株式引受権がなくなったときの株式（以下「権利落等株式」という。）」とあるのは「配当請求権がなくなったとき<u>若しくは資本の減少の効力が発生したとき</u>若しくは子会社株式引受権がなくなったときの預託証券等（以下「権利落等預託証券等」という。）」と、「新旧株式」とあるのは「新旧預託証券等」と、「権利落等株式」とあるのは「権利落等預託証券等」と、「合併新株式」とあるのは「合併新預託証券等」と、第10条及び第11条中「旧株式」とあるのは「旧預託証券等」と、「新株式」とあるのは「新預託証券等」と、第10条中「当該旧株式」とあるのは「当該旧預託証券等」と、第11条中「上場新株式」とあるのは「上場新預託証券等」と、「当該新株式」とあるのは「当該新預託証券等」と、第13条及び第14条中「上場予定株式」とあるのは「上場</p>

新	旧
<p>株式」とあるのは「上場新預託証券等」と、「当該新株式」とあるのは「当該新預託証券等」と、第13条及び第14条中「上場予定株式」とあるのは「上場予定預託証券等」と、第14条及び第15条中「未上場株式」とあるのは「未上場預託証券等」と、第15条中「外国株式」とあるのは「外国預託証券等」と、「当該外国株式」とあるのは「当該外国預託証券等」と、「未登録株式」とあるのは「未登録預託証券等」と、「登録予定株式」とあるのは「登録予定預託証券等」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>予定預託証券等」と、第14条及び第15条中「未上場株式」とあるのは「未上場預託証券等」と、第15条中「外国株式」とあるのは「外国預託証券等」と、「当該外国株式」とあるのは「当該外国預託証券等」と、「未登録株式」とあるのは「未登録預託証券等」と、「登録予定株式」とあるのは「登録予定預託証券等」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(同 左)</p>
<p>附則 この改正は、平成 年 月 日から実施する。</p>	